

# 町内



町内ならどこへでも  
片道300円



# おでかけタクシー

平成30年度も引き続き、自家用車等の交通手段を持たない方などを対象に、町内を片道300円で利用できるタクシー制度を実施します。

檜葉町に住民票（住民基本台帳）を有し、以下に該当する方は、復興推進課窓口にて、助成証の申請をしてください。

- 65歳以上の方
- 身体障害者手帳等の交付を受けている方
- 運転免許証を自主返納された方
- 妊娠中または産後3か月以内の方



※既に、タクシー助成証をお持ち方は、再度申請する必要はありません。

## 【利用方法】

- ①乗車時に「タクシー助成証」を運転手へ提示してください。
- ②降車時に300円をお支払いください。

例：利用料 800円の場合

300円が自己負担、500円が町負担

## 【助成対象】

- 乗降車地がどちらも檜葉町内であること（町外は対象外）
  - 檜葉タクシー（Tel0240-25-2131）を利用すること
- 営業時間 8:00～21:00

## 【お問い合わせ先】

檜葉町復興推進課 Tel0240-23-6103（直通）